

令和7年1月10日

第19回水俣市農業委員会

第19回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和7年1月10日
 - 開会 9時30分
 - 閉会 9時56分
- 3 出席委員

農業委員	14名	1番 坂本 隆司 君	8番 西本 和代 君
		2番 竹下 正治 君	9番 戸次 治夫 君
		3番 中村 清治 君	10番 稲田 祐市 君
		4番 金田一充章 君	11番 廣島 康雄 君
		5番 洲上 正嗣 君	12番 前田 仁 君
		6番 寒川 勝 君	13番 山下 隆敏 君
		7番 山内 英明 君	14番 鬼塚 浩三 君
推進委員	13名	16番 蒔元 政廣 君	23番 松本 公昭 君
		17番 竹本 義幸 君	24番 森下 義孝 君
		18番 嶋田 一成 君	25番 坂口 新一 君
		19番 岡本 成道 君	26番 山口 初憲 君
		20番 中村 幸充 君	27番 古里 君廣 君
		21番 鐘ヶ江鼓子 君	28番 山澤 親徳 君
		22番 池田 郁雄 君	
- 4 欠席委員

農業委員	0名
推進委員	1名
	15番 宮森 功房 君
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選出
 - 第2 議第66号 農地法第3条の許可申請について
議第67号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局

局 長	山村 良一	(欠席)
主 幹	遠山 悦史	
主 任	山内 哲郎	
主 任	山本 千夏	

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第 19 回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14 名です。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、11 番、廣島委員、13 番、山下委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、13 名です。 欠席者は、15 番、宮森委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、4 番、金田一委員にお願いします。
4 番委員 (金田一充章君)	農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。
議 長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (遠山悦史君)	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	報告事項について、ご説明申し上げます。 報告事項（１）合意解約通知について、でございます。 議案書は、1 ページからになります。 1 件でございます。 貸し人、転貸人、転借人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、当該農地を貸し人が売却するため、合意解約するものでございます。 場所につきましては、2 ページをご覧ください。 なお、この合意解約した農地につきましては、後程、議第 66 号において御審議いただくこととなっております。 次に、報告事項（２）許可不要転用について、でございます。 議案書は、3 ページになります。 1 件でございます。 届出人は、記載のとおりでございます。 土地の所在、地目は、記載のとおりです。 1 筆です。 面積は、1,094 m²の内、転用面積が、44.07 m²です。 理由は、記載のとおり、農作業用搬入路を設置するためでございます。 場所は、4 ページに記載のとおりです。 5 ページは、計画図となっております。

	次に、追加報告の報告事項（３）農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。 議案書は、１５ページからになります。 ５件でございます。 こちらは、令和６年１２月１０日の第１８回農業委員会会議で、熊本県農業公社から転借人への農用地利用集積等促進計画の申し出について、御審議、御承認いただいた農地になります。 議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和６年１２月２３日付けで熊本県知事から認可されたものです。 土地の所在、地目、面積は、それぞれ議案書１５ページ、１６ページに記載のとおりです。 期間は、番号の１番から４番が令和７年２月１日から令和１７年１月３１日までの１０年となっており、番号の５番が令和７年２月１日から令和１２年１月３１日までの５年間となっております。 利用目的は、１番から４番が果樹、５番がさつまいもでございます。 借り賃は、土地の所在は、それぞれ議案書に記載のとおりとなっております。 以上で報告事項を終わります。
議 長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第６６号、農地法第３条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
２番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議 長	はい、２番、竹下委員をお願いします。
２番委員	議第６６号、農地法第３条の許可申請について、ご説明いたします。 最初に１番です。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳、現況、共に畑です。 面積は、４９４㎡。 譲受人の状況は、記載のとおりです。 譲受人は、奥さんと２人で譲受されます。 新規就農です。 今まで、農地が取得できなかったのですが、今回、改正されたため申請されました。 現在、農地は持っておられませんが、新規就農ということで、お２人でがんばって作りますということでした。

	年間150日以上、2人で従事されるということでした。 申請地は、8ページをご覧ください。 細長い土地で、その隣が譲受人の自宅です。 隣ということで、自家消費の野菜を作りたいということで、申請がありました。 1月6日に事務局2名、行政書士、推進委員と私の5名で現地確認をしてまいりました。 住宅地の中にある農地で、日当たりは良好で道は狭いですが、何ら問題はないと思います。 従いまして、農地法第3条第2項の各号には、該当せず許可要件は、満たしていますので、御審議の程よろしく申し上げます。 引き続き、2番も私の担当ですので、説明をさせていただきます。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。 面積は、15,294㎡。 地目は、台帳、現況、畑。 果樹園でデコポンを栽培されています。 譲受人は、4年前から申請地を借りて経営をされています。 今回、譲渡人が売買のあっせんをお願いされて、11月に農業委員会の方であっせんの話合いがあり、成立したということで、今回申請になりました。 譲受人は、子供が小さいので、今は、譲受人が1人で従事されています。 山の中腹にあり高台で環境の良い所で、周りは果樹園です。 現地確認を1月6日に事務局2名と、推進委員と私、譲受人で確認してまいりました。 今まで経営をされていて、一応順調に頑張っておられます。 また、古い樹木は切り替えて、新しい苗を植えてありました。 場所は、9ページの記載のとおりです。 今、収穫したデコポンの選別を頑張っておられました。 ちゃんと経営をされておられましたので、農地法第3条第2項の各号には、該当せず許可要件は、満たしておりますので、御審議の程よろしく申し上げます。
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
4 番委員	はい、議長。
議 長	はい、4番、金田一委員。
4 番委員	2番の面積で、先程、合意解約された土地と今回の申請地で同じ地番なのに面積が違うのは、どうしてですか。
事務局	はい、議長。

議 長	はい、事務局。
事務局	ご質問がありました、合意解約した面積と、今回の３条申請の面積が異なるについてですが、申請地に一部、農業用倉庫を作られていまして、ここを除いた面積を借りておられました。 今回、３条の売買に関しましては、そこの農業用倉庫が建っているところを含めた１筆全体を購入するということで、この面積になっております。
議 長	公社扱いですので、公社は農地だけの貸し借りで、倉庫部分を除いた面積の貸し借りです。
４番委員	私たちも、説明する時は、きちんと説明をしなければいけませんね。 分かりました。
議 長	他には、ございませんか。
２１番委員 (鐘ヶ江鼓子君)	はい、議長。
議 長	はい、２１番、鐘ヶ江委員。
２１番委員	番号２番について、補足です。 昨年、令和６年１１月２５日に、譲渡人と譲受人とあっせん委員として、私、鐘ヶ江と宮森推進委員の４名で協議の場を持ちまして、合意を得たことを報告いたします。 以上です。
議 長	他には、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第６６号、農地法第３条の許可申請について、は許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第６６号、農地法第３条の許可申請について、は農地法第３条第２項の各号には、該当しないため、許可書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第６７号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といた

	します。 関係委員の説明をお願いします。
8 番委員 (西本和代君)	はい、議長。
議 長	はい、8 番、西本委員をお願いします。
8 番委員	議案書の 11 ページをご覧ください。 議第 67 号、農用地利用集積計画の申出について、1 番について説明いたします。 貸し人、借り人、土地の所在は、記載のとおりです。 台帳、現況、共に田です。 面積は、310 m²。 期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日までの 5 年間です。 利用目的は、野菜。 賃借権で、記載のとおりです。 貸し人の方は、高齢で作業が困難でどなたか借りる人を探されていて、借り人の方は、自宅が目の前ですので、借りてくれてよかったというお話でした。 場所は、13 ページの記載のとおりです。 日当たりがとてもいい所で、国道の一段下になります。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。
9 番委員 (戸次治夫君)	はい。議長。
議 長	はい、9 番、戸次委員をお願いします。
9 番委員	議第 67 号、農用地利用集積計画の申出について、利用権の再設定を御説明します。 議案書 12 ページをご覧ください。 番号 1、貸し人、借り人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳が田、現況は、畑です。 面積が 130 m²。 始期終期は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日まで 5 年間です。 利用目的は、野菜。 賃借は、無償です。 利用権の種類、使用賃借権です。 借り人の経営状況は、議案書記載のとおりです。

	場所は、１４ページの記載のとおりです。 借り人の自宅も申請地から３０ｍほどのところ です。 借り人は、前農業委員もやっておられまして、現在は、未来につなぐふるさと応援事業による、ふるさと水と土の指導員等をされており、耕作放棄地の解消に地権者とともに、そばを植えて、出来たそばを学校で子供たちに食育教育をやっておられ、地元にもかなり貢献されております。 従事日数は、１５０日くらいということです。 貸し人、他の親族も県外におられ、管理ができないということで、借り人に頼んでおられる状況です。 また、面積が１３０㎡で狭いんですが、申請地の隣に借り人の農地があり一緒に管理されています。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく お願いします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第６７号、農用地利用集積計画の申出について、の新規設定の１番、再設定の１番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第６７号、農用地利用集積計画の申出についての、新規設定の１番、再設定の１番については、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第１９回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員